

本学学生の不祥事に関するお詫び・対策について

この度、本学の学生が暴力行為等処罰法違反（暴行、脅迫）の疑いで警察に逮捕されました。起訴猶予処分（無罪）となりましたが、暴行や脅迫の疑いで逮捕された悪質な事件に関し、学生としての本分に反する行為がなされたことは、大変憂慮すべき事態と受け止めています。関係者の皆様に多大なるご迷惑をおかけしたことを、大学として深くお詫び申し上げます。

今後同じようなことが二度と起こらないよう、モラル教育を徹底するなど対策を通じて、学生に真摯に向き合う教育体制を構築してまいります。

今後とも大学として、規律正しい学園生活を築くため透明性の高い運営に努めて参ります。

2013年8月8日
西九州大学

告 示

- 1 被処分学生 平成23年度入学生の
リハビリテーション学部 リハビリテーション学科所属の
1名については、下記理由で懲戒処分とする。

- 2 処 分 西九州大学学則第40条「本学の学則及びその他の規則に反し、
又は学生としての本分に反する行為のあった者」の規定により懲戒
を命ずる
○ 3年次生1人は、平成25年7月4日から無期停学。

- 3 処 分 理 由 平成25年4月から6月の間に起こした、暴行や脅迫の疑いで逮
捕された悪質な事件に関し、学則に定めた学生としての本分に反
する行為があったため。

平成25年 8月 8日

西九州大学長

不祥事の発生とお詫びについて

この度、本学部学生が暴力行為等処罰法違反（暴行、脅迫）の疑いで警察に逮捕されました。起訴猶予処分（無罪）となりましたが、学生としての本分を著しく逸脱した行為であることは疑う余地もなく、あってはならない憂慮すべき事態と厳粛に受け止めています。関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけしたことを、学部として深くお詫び申し上げます。

学部といたしましてはこの不祥事を真摯に受け止め、今後このような事が起こらないよう学部を挙げて再発防止に取り組み、学部の信頼回復に向けて邁進する所存です。

2013 年 8 月 8 日

西九州大学リハビリテーション学部